

募集

令和5年度 学校図書館協力員募集

市内小・中学校の図書館で子どもたちの読書活動と学習環境を支える「学校図書館協力員」を募集します。

- ◆定員 1人
- ◆活動場所 市内小・中学校
- ◆雇用期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

- ◆給与など 時給925円
- ◆有給休暇・労災保険あり
- ◆活動日時 1週間あたり3～5日 1日あたり3、4時間程度 ※8時30分～16時30分の間で各学校と相談

- ◆活動内容 館内の環境整備、蔵書管理、図書の貸出業務サポートなど
- ◆応募条件 パソコン(ワード・エクセル)の基本的な操作ができる人
- ◆子どもへの教育にかかわる就業やボランティア活動の経験がある人

◆応募方法 履歴書(市販のもので可)を市立図書館本館へ直接提出してください。

◆応募期限 3月25日(土曜)

◆試験期日 随時連絡します

◆試験内容 面接・適性検査

◆試験会場

市立図書館本館2階

◆申・問

・市立図書館支援センター(小林立図書館内)

Tel. 22・4333

保健・福祉

権利擁護無料相談会 後見人等のつどい

身寄りがなく、財産管理や福祉サービスなどをどのようにしたらよいかわからない、障がいのある家族の将来が心配、悪徳商法や借金で悩んでいるなど、日常生活で困っていることを、誰にも相談できずに悩んでいる人のために無料相談会を実施します。

また、親族後見人などを対象に、家庭裁判所への提出書

類などの相談も受け付けます。相談で話した情報が漏れることは一切ありません。

◆日時 4月7日(金曜) 13時30分～15時30分

◆場所

小林立社会福祉センター

別館1階第1・第2会議室

◆費用 無料

◆相談員

弁護士、司法書士、社会福祉士など

◆申・問

・中核機関にしろる地区権利擁護推進センター つなぎ

Tel. 27・3358

母子保健推進員募集

市の嘱託を受け、地域の身近な子育ての相談者として、乳幼児の健やかな成長を見守る手伝いをする母子保健推進員を募集します。

◆母子保健推進員とは

乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問などの母子保健事業に親子が安心して参加できるように健康推進課職員と一緒に活動します。会議や研修会などで子育ての情報提供もあつため、安心して活動できます。

◆応募条件

医療・歯科・保育などの有資格者や、子育て経験のある人で、母子保健に熱意と理解、興味のある人は気軽に問い合わせください。

◆任期

委嘱された日から、令和6年3月31日まで

◆募集期間

随時受付しています。気軽に問い合わせください。

◆申・問

健康推進課

Tel. 23・0323

ひきこもり家族会に 参加してみませんか

ひきこもりでお悩みの家族が気軽に交流できる場です。安心してお互いに語り合い、学び合い、一息つきませんか。

◆日時

4月16日(日曜)

13時30分～15時30分

◆場所

小林立社会福祉センター

別館第1会議室

◆内容 情報提供、懇談会

◆対象

本人、家族、経験者、支援者

◆問

小林立社会福祉協議会
Tel. 23・3466

生きづらさを抱える 人の居場所「まる灯」

不登校やひきこもりなど、生きづらさを抱えて立ち止まっている人、家族以外とのつながりが乏しい人などのための、家以外の安心安全な居場所「まる灯」です。ゆるやかにつながり、一緒に新しい人生を始めていきませんか。まずは来られる時間にふらっと参加ください。

◆日時

4月16日(日曜)

13時30分～16時

◆場所

小林立社会福祉センター

別館2階和室

◆参加費 無料

◆対象

不登校・ひきこもりや社会の中で生きづらさを感じている人

◆問

小林立社会福祉協議会

Tel. 23・3466

【注意】新型コロナウイルス感染症の状況によって、記載の催しなどが中止・延期になる場合があります

寒波漏水に伴う上下水道料金等の特例減免について

令和5年1月末の寒波により多くのご家庭で漏水が発生しています。これを受けて、漏水減免の要件を緩和し、以下の規程等により軽減を実施します。

- 給水装置内漏水に係る水道料金の軽減の基準を定める規程
- 給水装置内漏水に係る下水道使用料の軽減基準要綱
- 給水装置内漏水に係る農業集落排水処理施設使用料の軽減基準要綱

寒波の影響により漏水があった方で漏水修理がお済みの方は、下記要領により申請いただきますようお願いいたします。

問1 対象と漏水の箇所と要件は？

次の1～3で修理済みのものが減免の対象です。

※特例緩和：

1. 地下埋設管
2. 壁内や床下の給水管
3. 露出管や給湯器等

問2 修繕方法は？

次の1～3で修繕済みのものが減免の対象となります。

※特例緩和：

1. 小林市給水装置工事指定業者
2. 1以外の事業者
3. 個人

問3 減免の対象月は？

寒波の影響を受けた最も漏水の影響が大きい月の上下水道料金が対象です。

問4 提出書類は？

以下の書類を下記宛までご提出ください。 **郵送可**

※特例緩和：

- 裏面の「水道料金等の軽減申請書（寒波災害用）」
- ※写真添付及び修繕事業者の証明印は必要ありません。

問5 いつまでに申請すればいいの？

令和5年5月15日（月曜）までに提出してください。

問6 減免の算定方法は？ 還付はいつ頃ですか？

減免対象月の前3か月の平均水量と比較して減免する金額を算定しますが、還付までに3か月程度お時間をいただく可能性があります。また、審査の結果、還付とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ・提出先

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市上下水道局上下水道課
 TEL 0984-23-0321 FAX 0984-23-2191 Mail k_suidou@city.koboayashi.lg.jp

◆e-カフェ開催一覧（須木ふるさとセンターは前日までに要予約）

地区	日程	時間	場所
小林	4月12日（水曜）	13時30分～14時30分	小林社会福祉センター別館第1会議室
	開催日時未定 ※4月以降に小林市地域包括支援センターへ問い合わせください		細野小学校まちづくり協議会内会議室
須木	4月5日（水曜）	10時～11時30分	永田館
	4月19日（水曜）	10時～11時30分	須木総合ふるさとセンター
野尻	4月18日（火曜）	10時～11時30分	秋社川公民館（紙屋）

**e・カフェに
参加してみませんか**

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、お茶や話をしたり、歌やゲームなどをして交流を深める場です。

◆参加費 無料
◆その他 内山地区の次回開催は6月です。

介護をしている人と悩みを出し合い、語り合う集いを開催します。介護経験などについて語り合い、何かヒントを見つけていただければ幸いです。予約不要、参加費無料です。誰でも参加できます。

◆日時 4月8日（土曜）
13時30分～15時

◆場所 小林市地域包括支援センター

◆内容 集い

●問 小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707
小林市西部地域包括支援センター
TEL 27・2552

**家族介護者の集いに
参加してみませんか**

●問 小林市地域包括支援センター
TEL 25・0707
のじり地域包括支援センター
TEL 44・2271
社会福祉協議会須木支所
TEL 48・2073
小林市西部地域包括支援センター
TEL 27・2552

◆窓口開庁日程

日程	時間	開庁する窓口
3月29日（水曜）～3月31日（金曜）	8時30分～19時	市民課、子育て支援課、学校教育課、上下水道課
4月1日（土曜）～4月2日（日曜）	8時30分～17時15分	市民課、子育て支援課、上下水道課
4月3日（月曜）～4月6日（木曜）	8時30分～19時	市民課、子育て支援課、学校教育課、上下水道課

**3月末・4月初めの
時間外窓口開庁日**

引越しなどの多い3月末から4月初めにかけて、休日や時間外に臨時的に窓口業務を行います。

●問・市民課
TEL 23・1112

案内

**小林市提携
教育ローンの案内**

入学時や在学中に必要な資金を融資する制度として、小林市提携教育ローンがあります。

◆申込資格
▼原則、市内に1年以上居住している人
▼完済時の年齢が65歳未満である人
▼年間所得が900万円以下で安定継続した年収が150万円以上の人
▼市税などを滞納していない人
▼勤続年数が1年以上の人
▼九州ろうきん指定の保証機関の保証が得られる人

◆融資金額 200万円以内
◆10万円単位
◆融資期間 10年以内
◆※最長4年の元金据置期間を含む
◆融資利率 年1.2%
◆※別途年0.7～1.2%の保証料が必要

◆保証
原則、保証人・担保は不要

◆必要書類
▼在学証明書か入学が決定したことが証明できるもの

▼運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、市税完納証明書、源泉徴収票収入がわかる書類）など

●申・問 九州ろうきん小林支店
TEL 23・1000

**JR小林駅営業時間
の変更について**

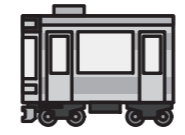
JR小林駅の販売窓口時間・改札対応時間が変更になります。

◆変更内容
【変更前】
▼平日 7時30分～12時
▼土休日 休み
【変更後】
▼平日 7時～12時
▼土休日 休み

◆営業時間変更の実施日
3月18日（土曜）

◆注意事項
近距離きっぷの自動券売機はこれまでどおり利用可能です。

●問・企画政策課
TEL 23・0456



【注意】新型コロナウイルス感染症の状況によって、記載の催しなどが中止・延期になる場合があります

水道料金等の軽減申請書 寒波災害用

小林市長 様

私、申請者は、小林市水道事業給水条例第41条及び小林市下水道条例第38条に基づき、水道料金等を軽減して下さるよう申請します。

申請者	氏名	水道契約者と本人・配偶者・子の続き柄 ()	
	申請者が水道契約者本人でない場合の理由	例：水道契約者が他界している・水道のある場所に住んでいない など	
住所	住所	連絡先	-
	水道料金の振替口座 (口座番号の記入は不要)		
還付口座	ゆうちょ銀行	口座番号	1 0 - 1 3 ケタ右詰めで記入
		フリガナ (要記入)	
		口座名義	
	ゆうちょ銀行以外	金融機関名	
	支店名		
	口座番号	7 ケタ右詰めで記入	預金の種類 普通・当座
	フリガナ (要記入)		
	口座名義		

その他

パブリック・コメントの結果について

意見募集していた次の計画について、結果を公表します。

小林市自治体DX推進計画 (案)

- ◆ 募集期間 1月16日～2月15日
- ◆ 寄せられたご意見 0件
- ◆ 問・企画政策課 TEL 23・0456

小林市住宅マスタープラン (住生活基本計画) (案)

- ◆ 募集期間 1月17日～2月15日
- ◆ 寄せられたご意見 0件
- ◆ 問・管財課 TEL 23・0222

第4次小林市食育・地産地消推進計画 (案)

- ◆ 募集期間 1月16日～2月17日
- ◆ 寄せられたご意見 0件
- ◆ 問・農業振興課 TEL 23・0300

小林市子ども応援基金を創設しました

安心して子どもを生み育て、将来を担う子どもたちが健やかに育つ社会を目指すため、小林市子ども応援基金を創設しました。

◆ 基金の使い道

- ◆ 寄付金は次の事業に活用されます。
 - ・少子化対策事業
 - ・子どもの貧困対策事業
 - ・子ども・子育て支援事業

◆ 対象者

個人や企業、団体を問わず誰でもご寄付いただけます。

◆ 寄付金控除

基金への寄付は税制上の優遇措置もあります。詳細は、問い合わせください。

◆ 寄付申し込み方法

寄付申込書を子育て支援課に提出するか、市ホームページの入力フォームから申し込みにください。

なお、申込書で申し込む場合は、窓口へ直接提出するか、ファックス、郵送で提出ください。

※申込書は市ホームページからダウンロード出来ます



◆ 申・問・子育て支援課
TEL 23・1278

小林市子ども応援基金 寄附募集中

子ども応援基金は、
○子どもの貧困対策事業
○少子化対策事業
○子ども・子育て支援事業に活用します。
個人・団体・企業などからでも構いません。また、基金へのご寄附には、税制上の優遇措置があります。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。
小林市子育て支援課
TEL:0984-23-1278

小林市子ども応援基金は、私たちのまち小林市で安心して子どもを生み育て、そして将来を担う子ども達が健やかに育つための事業に活用します。みなさまのご意思をお届けください。 小林市

投票に行こう!

4月9日(日曜) 宮崎県議会議員選挙
4月23日(日曜) 小林市議会議員選挙

【宮崎県議会議員選挙】

- ◆ 日時 4月9日(日曜) 7時～18時
- ◆ 期日前投票 4月1日(土曜)～4月8日(土曜)
- ▼ 場所・時間
 - ・小林市役所 8時30分～20時
 - ・須木庁舎 8時30分～18時
 - ・野尻庁舎 8時30分～18時
 - ・西小林出張所 9時～17時
 - ※西小林出張所は4月7日(金曜)、4月8日(土曜)の2日間のみ

【小林市議会議員選挙】

- ◆ 日時 4月23日(日曜) 7時～18時
- ◆ 期日前投票 4月17日(月曜)～4月22日(土曜)
- ▼ 場所・時間
 - ・小林市役所 8時30分～20時
 - ・須木庁舎 8時30分～18時
 - ・野尻庁舎 8時30分～18時
 - ・西小林出張所 9時～17時
 - ※西小林出張所は4月21日(金曜)、4月22日(土曜)の2日間のみ

投票所の変更

第13投票区の今別府公民館が窪田営農研修館(公民館)へ変更となりました。

※変更する投票区に該当する場合は、入場券に記載されないよう注意してください

◆ 問・選挙管理委員会事務局
TEL 23・1143

水道メーター番号	修理完了年月日	年 月 日	修理完了時指針	m ³
水道のある場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ(記入不要) <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる 小林市			
漏水の原因	寒波による漏水			
修繕事業者名 <small>(個人の場合は個人名をお書きください)</small>				受付日付印
				受付担当印

※ 軽減や還付等の認定には、3か月程度かかります。審査の結果、還付できない場合や未納の水道料金へ充当させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが
令和5年3月13日から

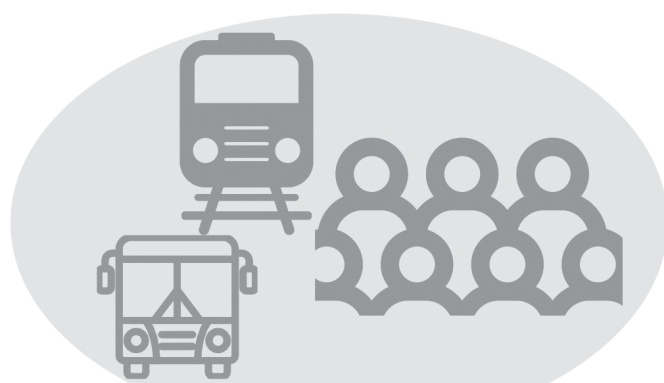
マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために
マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります